



平成 29 年 3 月 31 日

〔照会先〕

埼玉労働局職業安定部

職業安定課長 進藤 容子

課長補佐 小室 幸士

職業対策課長 森田 哲也

課長補佐 高野 淳

電話番号 048 (600) 6208

さいたま市と埼玉労働局が協定を締結しました 「障害者就労支援事業」を新たに実施

さいたま市と埼玉労働局は、雇用、福祉施策等を一体的に実施するため、平成 24 年 1 月 10 日に協定を締結し、「さいたま市就労サポート事業」として各種就労支援事業を実施しています。

この度、さいたま市（清水勇人市長）と埼玉労働局（田畑一雄局長）は、障害者が身近な地域で就職に関する相談ができる体制を整備するとともに、様々な支援機関が連携して就職支援・職場定着支援を行う仕組みを構築することを目的として、さいたま市就労サポート事業の一環として「障害者就労支援事業」を新たに実施することとし、「さいたま市と埼玉労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定」を平成 29 年 3 月 28 日に締結いたしました。

【協定内容】

・新規事業

※ 障害者就労支援事業

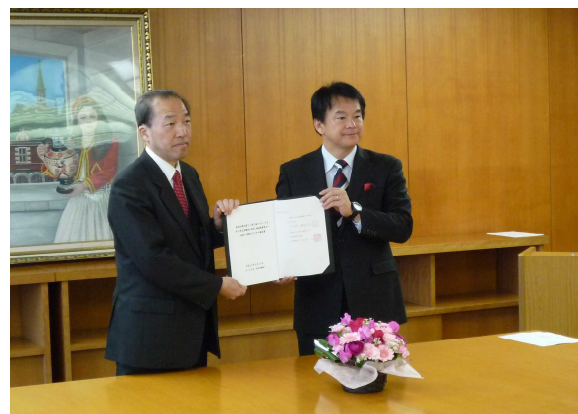
市の連携支援コーナーにハローワークの相談員を配置し、市の福祉部局とハローワーク、各支援機関が連携して、障害者に対する就職から職場定着までの一貫した支援を行う。

・既存事業

※ 生活困窮者福祉・就労支援事業

※ ワークステーションさいたま事業

※ 就職合同面接会等事業



埼玉労働局とさいたま市との一体的実施協定に基づく障害者就労支援事業

事業の背景

障害者の就労支援ニーズの増加

- 一般企業への就職を目指す障害者が増加し続けているが、さいたま市においては就労相談窓口が不足。
- 求職者の裾野が広がり、就職や職場定着にあたって福祉面からの支援を必要とする者が増加。

企業の障害者採用ニーズの増加

- CSRやダイバーシティ経営への取組みの一環として障害者雇用を積極的に行う企業が増加。
- 将来の障害者法定雇用率の引上げを見越した企業からの求人が増加。

就労相談窓口を増やすことにより、障害者が身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、労働・福祉分野の様々な支援機関が連携して就職支援・職場定着支援を行う仕組みの構築が必要

障害者就労支援事業

大宮区と岩槻区の「ジョブスポット」(※)に、新たにハローワークの相談員を配置し、市の福祉部局とハローワーク、各支援機関が連携して、障害者に対する就職から職場定着までの一貫した支援を行う。このため、埼玉労働局とさいたま市の間で締結している一体的実施協定を改定する。

(※) 一体的実施協定に基づき、市の福祉部局とハローワークが連携して主に生活保護受給者等の就労支援を行っている施設。さいたま市の全ての区に設置されている。

支援内容

- ・ 就労アセスメント
- ・ 就労支援計画の作成
- ・ 各支援機関の連絡調整
- ・ 職場見学・職場実習の調整
- ・ ハローワーク求人への職業紹介
- ・ 職場定着支援